

令和
7年度

扶養家族の状況確認調査 ありがとうございます!! にご協力いただきまして



令和7年9月に実施しました被扶養者状況確認調査および住所確認にご協力いただきましてありがとうございました。調査の結果、就職での減少届提出もれや収入超過等により、減少となった被扶養者がいました。**減少届の提出もれが判明した場合、事由発生日に遡って減少となり、それ以降の受診が精算の対象となります。**精算分の医療費は国民健康保険に遡って加入し精算することもできますが、**市町村によっては精算できない所もあるため、高額な医療費を自己負担する可能性があります。**このような事態を防ぐため、以下の案内をご確認いただき、十分にご注意いただきますようお願いいたします。

収入の種類	注意点
給与収入	●非課税通勤費も給与に含まれます。 ●雇用保険料等は控除せず、<u>控除前の「総支給額」「支給合計額」</u>を収入とします。 ●給与が翌月払いの場合は、働いた月ではなく支給された月の収入となります。
失業保険	●基本手当日額が3,612円以上の場合は、<u>受給開始日より扶養から外れていただくこととなります。</u>受給した金額全てを収入とします。
年金収入	遺族年金、障害年金も収入となります。
他収入	事業収入、不動産収入、株の配当金、傷病手当金等も収入となります。

*被保険者および被扶養者の住民票住所・現住所が変更となった場合は変更届の提出が必要となります。変更届は健保HPよりダウンロードしてください。

*令和8年度調査時も、令和7年分の「給与明細」または「源泉徴収票」、事業収入・不動産収入等がある方は「令和7年分確定申告書（損益計算書または収支内訳書を含む）」等をご提出いただきますので大切に保管願います。なお、年間100万円以上の給与収入がある場合は通勤費支給の有無・金額を確認するため、給与明細の提出をお願いしておりますので、調査時まで破棄せず保管ください。

※上記以外でも収入となるものがあります。詳細につきましては健康保険組合までご確認ください。

扶養認定に伴う 健康保険組合 からのお知らせ

- *別居の被扶養者の扶養認定申請時には、振込明細等の送金証明書(写) *の提出が必要となります。
- *被保険者が被扶養者へ送金していることが確認できる、送金額および受取人・振込人が記載されたもの(送金額<扶養家族の収入の場合は扶養不可)。
- *扶養の増加・減少のお手続きにつきましては、健保HPの「手続き・申請」、「よくある質問」等のページをご確認のうえ申請いただきますようお願いいたします。

マイナンバーカードの有効期限切れにご注意ください

有効期限の2～3ヶ月前に市区町村から「有効期限通知書」が送付されますので、必ず更新の手続きをお願いします。

更新手続きの
詳細はこちら▶



マイナンバーカード搭載の
電子証明書の有効期限

発行日から
5回目の誕生日まで

マイナンバーカードの
有効期限

発行日から
10回目の誕生日まで

※18歳未満は5回目の誕生日まで

電子証明書の有効期限が切れても3ヶ月はマイナ保険証として利用可能です。有効期限の月の月末から3ヶ月経過すると利用登録が解除され、マイナ保険証は使えなくなります。

19歳以上23歳未満(配偶者を除く)の被扶養者認定要件について

～年間収入130万円未満から150万円未満に変更～

健康保険における被扶養者の年間収入要件は、130万円未満(60歳以上または障害年金受給者は180万円未満)とされていますが、配偶者を除く19歳以上23歳未満の被扶養者については、150万円未満となりました。この変更は最近の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から税制が見直されたことによるもので、令和7年10月1日から適用されました。

*学生でなくても対象となります。*年間収入が150万円未満かどうかは、今後1年間の収入見込みから判定します。

年齢はその年の12月31日現在で判定されます

18歳の誕生日を迎える年	130万円未満
19歳の誕生日を迎える年から 22歳の誕生日を迎える年	150万円未満
23歳の誕生日を迎える年以降	130万円未満

令和7年
10月1日
から適用